料金等定義書
（ デマンド料金 ）

2026年4月1日

館林瓦斯株式会社

1. 適　用

この料金等定義書は、この料金等定義書の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 料金等定義書の変更

当社は、この料金等定義書を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の料金等定義書によるものとします。

3. 用語の定義

(1)「契約最大時間流量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます(小数点以下切捨て)。

(2)「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

(3)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。

(4)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。

(5)「最大需要期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。

(6)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します(小数点以下切捨て)。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

(7)「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいいます(小数点以下切捨て)。

(8)「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に、地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(9)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に、地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの料金等定義書の適用を申し込むことができます。

(1)契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。

(2)契約最大時間流量倍率が500倍以上、又は契約年間負荷率が65パーセント以上であること。

(3)契約月平均使用量が875立方メートル以上であること。

(4)不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

5. 適用の開始および適用期間

(1)この料金等定義書の適用を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めたデマンド第一種又はデマンド第二種のいずれかの適用を当社に申し込んでいただきます。

なお、本料金等定義書の適用は、当社が申し込みを承諾した時点から開始いたします。

(2)お客さまは、新たに本料金等定義書に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の適用内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の業績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の使用量(以下「契約使用量」といいます。)を定めるものといたします。

① 契約最大時間流量
② 契約年間使用量
③ 契約月平均使用量
④ 契約月別使用量

(3)適用期間は原則として1年間とします。適用期間満了後は、適用終了又は適用内容の変更の申出がない限り、同一条件によりさらに1年間自動的に継続するものとし、以後も同様といたします。

2 当社は、次期適用期間の開始月の前月から起算して2か月前の月までの実績使用状況を基礎として、契約最大時間流量を見直すことがあります。

3 当社が契約最大時間流量の変更が必要と判断した場合には、当社は、次期適用期間の開始月の前月末日までに、その内容を使用者に通知します。

4 前項の通知を行った場合には、次期適用期間の開始日から、見直し後の契約最大時間流量を適用します。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に適用終了を行った場合には、当該月の検針日及び適用終了を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。最大時間流量は、原則として負荷計測器により算定いたします。(負荷計測器本体は当社負担とし、消費税等相当額を含む取付関係工事費は使用者負担といたします。)

なお、負荷計測器故障の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大時間流量を算定いたします。

7. 料 金

(1)当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して25日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、別表により算定されたもの(以下「早収料金」といい消費税等相当額を含みます。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2)当社は、デマンド第一種には別表の料金表1を、デマンド第二種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

(3)お客さまの都合又は適用条件違反により本料金等定義書の適用が期間中に終了した場合、又はガスの使用を一時停止した場合の基本料金は、(2)に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 名義の変更

お客さま又は当社が第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの料金等定義書の適用に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、当該適用をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

9. 適用内容の変更又は適用終了

(1)お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2により本料金等定義書が変更された場合は、適用期間中であっても、双方協議のうえ適用内容を変更し、又は適用を終了することができます。

(2)当社に重大な違反があった場合、又はお客さまに重大な違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合)には、適用期間中であっても、相互に適用を終了することができます。

10. 適用中途終了時における補償料

適用期間中において生じた適用の終了が、9(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは9(2)の規定によるものであってお客さまの違反のみによる場合には、当社は、次のとおり適用中途終了精算額を、原則として終了の日が属する月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

適用中途終了補償料 ＝

（終了日までの各月の実績使用量及び各月の単位料金に基づいて算定した、
一般ガス料金等定義書に規定する料金相当額の合計額）

－ （本料金等定義書に規定する終了日までの料金の合計額）

11. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新増設後1年未満の適用期間中において適用を終了するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新増設工事に係る当社負担額（消費税等相当額を含みます。）を全額申し受けます。

12. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1又は料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。

(1)定額基本料金割引額 ＝ 定額基本料金 × 調整時間 ／ 当該月の時間数
× 1時間あたりの平均調整量 ／ 契約最大時間流量

(2)流量基本料金割引額 ＝ 流量基本料金単価 × 契約最大時間流量
× 調整時間 ／ 当該月の時間数
× 1時間あたりの平均調整量 ／ 契約最大時間流量

13. 単位料金の調整

(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2及び別表3の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金＋0.078円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金－0.078円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備 考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トンあたり)

82,710円

② 平均原料価格(トンあたり)

別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

=トン当たりLNG平均価格×0.9330

+トン当たりLPG平均価格×0.0731

(備 考)

トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ.平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ.平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

14.その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1.本料金等定義書の実施期日

本料金等定義書は、令和8年4月1日から実施いたします。

2.新規適用の停止

当社は、令和8年4月1日以降、本料金等定義書の新たな適用の申込みを受け付けません。

3.経過措置

前項にかかわらず、令和8年3月31日までに本料金等定義書の適用を開始しているものについては、なお従前の例によります。

（別　表）

1.料金及び消費税等相当額の算定方法

(1)早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は13の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額といたします。

(2)調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に　あたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3)早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2.料金表1

デマンド第一種(契約年間使用量　50,000㎥以上)

(1)基本料金

①定額基本料金

1か月につき	22,979.00 円

②流量基本料金単価

1立方メートルにつき	286.00 円

(2)基準単位料金

1立方メートルにつき	125.63 円

(3)調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに13の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3.料金表2

デマンド第二種(契約年間使用量 10,500㎥以上)

(1)基本料金

①定額基本料金

1か月につき	12,309.00 円

②流量基本料金単価

1立方メートルにつき	286.00 円

(2)基準単位料金

1立方メートルにつき	133.44 円

(3)調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに13の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。